

トクリュウによる犯罪から県民を守る広報啓発総合プロデュース業務仕様書

1 業務の名称

トクリュウによる犯罪から県民を守る広報啓発総合プロデュース業務

2 業務の目的

令和7年1月、県と合同で策定した「トクリュウ・闇バイト・詐欺・強盗緊急対策プラン」に基づき、トクリュウによる犯罪から県民を守るための対策として、県民に対する訴求力の高い著名人等を起用し、

① 特殊詐欺などトクリュウによる犯罪の被害に遭わないための注意喚起

② 「闇バイト等」情報に応募して犯罪に加担しないための注意喚起

等を県民の行動変容につながる効果的な方法で情報発信することにより、県民の自主防犯意識を高めて、被害に遭わない行動変容につなげるため。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日

4 広報啓発の訴求対象と訴求内容

(1) 20～60 歳代

特殊詐欺

SNS 型投資・ロマンス詐欺被害防止

(2) 10 歳代～40 歳代

闇バイト等情報による犯罪加担防止

5 業務委託内容等

業務委託の内容については、

- ・訴求力の高い著名人の選定及び委嘱式・歳末警戒出動式の出席
 - ・動画・チラシ原画の制作及び印刷・納入
 - ・各種 SNS 等を活用した広報啓発活動の実施
- を行うこと。

(1) 訴求力の高い著名人等の選定

ア 著名人の選定条件

- ・著名人については、SNS のフォロワー数が 10 万人以上（1 つアプリで 10 万人以上）の認知度、好感度が高く、情報拡散力の見込める広報大使にふさわしい人物とする。なお、好感度が高く、広報大使にふさわしいコンビやグループ等でも可能とする。コンビやグループ等の場合は、コンビやグループ等の SNS のフォロワー数が 10 万人以上（1 つのアプリで 10 万人以上）、もしくはコンビやグループの中の個人（いずれかの個人でも可）の SNS のフォロワー数が 10 万人以上（1 つのアプリで 10 万人以上）であること。

※ SNS とは、「インスタグラム」「X」「フェイスブック」「YouTube」のこととする。

例)

① インスタグラムのフォロワー 10 万人 X のフォロワー 5 万人・・・○

② インスタグラムのフォロワー 5 万人 X のフォロワー 10 万人・・・○

③ インスタグラムのフォロワー 7 万人 X のフォロワー 8 万人・・・✕

- ・本仕様書（以下「仕様書」という。）5(2) に出演できること。
- ・本契約により制作する各種素材を当県警察が計画する当該広報活動に活用できること。
- ・なお、選定条件をクリアしている者であれば、当県警察が認める場合のみ、変更することができる。

イ 式典への出席

(ア)「トクリュウから県民を守る広報大使（仮称）委嘱式」

選定した出演者全員を当県警察の「トクリュウから県民を守る広報大使（仮称）」に委嘱するため、委嘱式に出演者を出演させること。なお、委嘱式については、開催場所は滋賀県警察本部内とし、開催日については、令和8年10月頃の実施を見込んでいるが、開催日程等詳細については、当県警察と協議の上決定すること。

(イ)「歳末警戒出動式」

選定した出演者を当県警察が行う歳末警戒出動式に出演させること。なお、歳末警戒出動式については、開催場所は滋賀県大津市内とし、開催日については令和8年12月上旬頃の実施を見込んでいるが、出演者、開催日等詳細については、当県警察と協議の上決定すること。

(2) 動画・チラシ原画の制作及び印刷・納入

ア 動画の基準

- ・制作する動画は、実写、アニメーション、3DCG等いずれの種類とするかは問わないが、仕様書5(1)で選定した人物を登用すること。
- ・なお、特殊詐欺の手口等については、滋賀県警察防犯アプリ「ぼけっとポリス しが」のお知らせ等を参照に制作すること。
- ・動画の時間については、仕様書4の訴求内容ごとに15秒、30秒、60秒程度のものを制作し、制作数についてはそれぞれ1本の合計6本すること。なお、15秒、30秒程度の動画については、60秒程度の動画を編集して制作するものとする。
- ・動画には、字幕、テロップを挿入すること。
- ・動画は、スマートフォン及び縦型デジタルサイネージに対応する仕様についても制作すること。

イ チラシ原画の基準

- ・仕様書5(1)で選定した人物を起用し、仕様書4の訴求対象と訴求内容を踏まえ、県民の行動変容につながる内容とすること。
- ・全てのデザインデータを納入すること。
- ・制作にあたっては、当県警察と協議の上、校正を2回以上実施することとし、当県警察の確認を終えたデータについて、仕様書5(2)エの4、5のとおり印刷すること。

ウ 納入物（品名、規格、数量等）

	品名	規格	数量
1	動画データ DVD (仕様書4(1))	動画 15、30、60 秒のもの 縦型 15、30、60 秒のもの	各 1 枚 計 6 枚
	動画データ DVD (仕様書4(2))	動画 15、30、60 秒のもの 縦型 15、30、60 秒のもの	
2	原画データ DVD	DVD (ハードケース入り)	1 枚
3	チラシ (表面は仕様書4(1)、裏面は仕様書4(2)の内容)	A 4 サイズ両面カラー 数量については見込みであり、当県警察と協議の上、決定する。	500,000 枚 程度

- ・電子データ（動画・原画）については、各種広報媒体で活用するため、当県警察が指定するデータ形式等に変更・編集できるように対応すること。
- ・電子データ DVD には、コピーガードを施さないこと。
- ・電子データ DVD は、広報イベントやキャンペーン、各種デジタルサイネージ等で使用することから、当県警察が指定した日時までに納入すること。

エ 納入期限

納入物1～3については、令和8年9月25日（金）までの土曜日・日曜日・休日を除く平日午前8時30分から午後5時までに完了することとするが、詳細は、当県警察と協議の上、

決定すること。

なお、仕様書 5 (1) で選定した人物の「トクリュウによる犯罪から県民を守る広報大使（仮称）」委嘱時において、動画及びチラシを発表する予定である。

オ 納入場所

納入物 3 については、所属別に梱包し、所属名、品名、数量、発注元及び納入業者名を表示し、当県警察が指定する滋賀県大津警察署等の県内 1 3 9 箇所（予定）に納品すること。

(3) 各種 SNS 等を活用した広報啓発活動の実施

ア 広報啓発活動の方法

- ・仕様書 5 (2) ウの納入物を活用するなどし、委嘱式の当月から、広報啓発活動を行うこと。なお、広報啓発活動の方法については広報力のある方法であればよい。
- ・仕様書 5 (1) で選定した人物のアカウントにおいて、情報拡散が見込める見せ方、アピール方法で委嘱式終了後、月 2 回以上の定期的な SNS 投稿を実施することとし、当県警察公式 SNS において転用することを妨げないこと。

イ 啓発活動期間

- ・委嘱式終了日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ウ 実績の報告

- ・各種 SNS による投稿日、掲載内容、評価件数（「いいね」数等）、評価内容等を任意様式にて毎月 1 回報告すること。

6 業務完了報告

委託業務完了後、下記の内容を含めて業務完了報告書を提出すること。

- ・委嘱式、歳末警戒出動式出席の有無
- ・納入物の納入結果一覧表
- ・広報啓発活動の方法及び回数

7 その他

(1) 本仕様で定めていない事項については、委託者と協議の上、対応すること。

また、連絡、応答は迅速かつ誠意を持って行うこと。

(2) 受託者は、業務の遂行にあたり、委託者と随時打ち合わせを行うものとする。

(3) 打ち合わせ等により、修正・改善箇所が生じた場合は適宜修正に応じるものとする。

(4) 既製の映像、イラストやタレント等を使用する場合は、著作権法等の関係法令を遵守し、第三者が権利を有するものを使用する場合は、あらかじめ当県警察に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権、その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は受託者が負うものとする。

(5) 本業務による成果品の著作権（著作権法第 27 条及び 28 条規定の権利を含む）はすべて委託者に帰属するものとし、受託者は、本契約によって得られる成果品の制作に関与した者が著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約束するものとする。また、委託者は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(6) 本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、契約終了後も同様とする。

(7) 落札決定後に契約金額の内訳を、

①訴求力の高い著名人を選定及び委嘱式・歳末警戒出動式の出席

②動画・チラシ原画の制作及び印刷・納入

③各種 SNS 等を活用した広報啓発活動の実施

ごとに記載し提出することとし、①～③の項目で業務の完了した分から請求できるものとする。

なお、請求の際はその都度、業務完了報告書も併せて提出すること。